

# 臓器移植の実施状況等に関する報告書

平成22年10月19日  
厚生労働省

## 第1 臓器移植の実施状況

### 1. 移植希望登録者数

- 移植希望登録者数は、平成22年9月30日現在、全国で、心臓167名、肺137名、心肺同時（心臓と肺を同時に移植）4名、肝臓248名、腎臓11,564名、肝腎同時（肝臓と腎臓を同時に移植）6名、膵臓41名、膵腎同時（膵臓と腎臓を同時に移植）138名、小腸4名となっており、眼球（角膜）の移植希望登録者数は、平成22年8月31日現在、全国で2,685名となっている。

### 2. 移植実施数等

- 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。）に基づき、平成21年度には、5名の者が脳死と判定されており、また、臓器移植の実施数等は下表のとおりとなっている。

なお、括弧内の数字は、平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）から平成22年9月30日（眼球（角膜）については同年8月31日）までの間の臓器移植の実施数等の累計である。また、平成9年10月16日から平成22年9月30日までの間に、臓器移植法に基づき101名の者が脳死と判定されている。

	提供者数		移植実施数	
		脳死した者からの提供数		脳死した者の身体からの移植数
心臓	5名 (80名)	5名 (80名)	5件 (80件)	5件 (80件)
肺	5名 (66名)	5名 (66名)	8件 (80件)	8件 (80件)
肝臓	4名 (76名)	4名 (76名)	4件 (82件)	4件 (82件)
腎臓	83名 (1,173名)	5名 (92名)	149件 (2,160件)	10件 (181件)
膵臓	5名 (75名)	5名 (73名)	5件 (75件)	5件 (73件)
小腸	2名 (9名)	2名 (9名)	2件 (9件)	2件 (9件)
眼球（角膜）	962名 (12,325名)	3名 (36名)	1,627件 (20,076件)	6件 (71件)

(注1) 数字は、平成21年度の実績。ただし、括弧内は、平成9年10月16日（臓器移植法施行日）から平成22年9月末（眼球（角膜）については8月末）までの累計。

(注2) 心臓及び肺の移植実施件数のうち、心肺同時移植は1件（平成20年度に実施）となっている。

(注3) 膵臓及び腎臓の移植実施件数のうち、膵腎同時移植は平成21年度で5件、累計で52件（心停止下を含む。）となっている。

- 平成22年7月17日に、「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」（平成21年法律第83号。以下「改正法」という。）が全面施行されたところであるが、同日から同年9月30日までの間に、臓器移植法に基づき14名の者が脳死と判定されている。このうち、改正法により新たに可能となった本人の書面による意思表示がなく、家族の書面による承諾に基づき脳死と判定されたのは13名となっている。

### 3. 臓器提供施設

- 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供については、「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知（最終改正：平成22年7月17日）。以下「ガイドライン」という。）により、当面は、下記(1)から(3)までの条件をすべて満たしている施設に限定している。平成22年9月30日現在、下記(3)ア)からオ)までに該当する施設は492施設であり、そのうち、厚生労働省の照会に対して臓器提供施設としての必要な体制を整えていると回答した施設は344施設、さらに18歳未満の者からの臓器提供を行うために必要な体制を整えていると回答した施設は65施設となっている。

(1) 臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、当該施設全体について、脳死した者の身体からの臓器摘出を行うことに関して合意が得られていること。なお、その際、施設内の倫理委員会等の委員会で臓器提供に関して承認が行われていること

(2) 適正な脳死判定を行う体制があること。

(3) 救急医療等の関連分野において高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。

ア) 大学附属病院

イ) 日本救急医学会の指導医指定施設

ウ) 日本脳神経外科学会の専門医訓練施設（A項）

※ 「A項」とは、専門医訓練施設のうち、指導に当たる医師、症例数等において特に充実した施設をいう。

エ) 救命救急センターとして認定された施設

オ) 日本小児総合医療施設協議会の会員施設

## 4. 移植実施施設

- 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器の移植の実施については、ガイドラインにより、移植関係学会合同委員会において選定された施設に限定しており、平成22年9月30日現在、心臓移植実施施設は9施設（うち3施設は移植術を受ける患者が15歳未満の場合も移植の実施が可能な施設）、肺移植実施施設は7施設、心肺同時移植実施施設は2施設、肝臓移植実施施設は21施設（うち2施設は移植術を受ける患者が18歳未満の場合に限り移植の実施が可能な施設）、膵臓移植及び膵腎同時移植実施施設は18施設、小腸移植実施施設は9施設となっている。

## 5. 臓器あっせん機関の現状

### (1) 社団法人日本臓器移植ネットワーク

- 社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓及び小腸のあっせんを全国一元的に行う臓器あっせん機関として、普及啓発活動、移植希望者の登録、移植実施施設への臓器のあっせん等の活動を行っている。
- 移植を受ける患者の選択は、ネットワークにおいて「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日健医発第1371号厚生省保健医療局長通知（最終改正：平成22年10月15日））に定める選択基準に基づいて実施されている。

### (2) 眼球あっせん機関

- 全国で54（平成22年9月30日現在）の眼球あっせん機関が、普及啓発活動、移植希望者の登録、移植実施施設への角膜のあっせん等の活動を実施している。また、臓器提供意思表示カードの普及活動とは別に、独自に角膜等の提供希望者の登録を行っている。

## 6. 臓器提供意思表示カード等の普及

- 厚生労働省は、臓器移植に関する普及啓発を進めるとともに、臓器提供に関する

る意思表示を援助するため、ネットワークとともに、地方公共団体、関係諸機関等の協力を得ながら、以下の方法により、啓発資料や臓器提供に関する意思表示の機会の普及を図っている。

- (1) 市区町村役場の窓口、保健所、年金事務所、公共職業安定所、運転免許試験場（センター）、警察署、一部のコンビニエンスストア・スーパー等に臓器提供意思表示カードを配置
- (2) 各健康保険関係機関及び運転免許試験場（センター）、警察署等の協力を得て、臓器提供に関する意思表示欄が設けられた医療保険の被保険者証及び運転免許証の交付に際し、リーフレットを配布する等の方法により意思表示欄への記載方法を周知  
あわせて、各健康保険関係機関等に対して臓器提供に関する意思表示欄が設けられていない医療保険の被保険者証及び運転免許証に貼付することができる臓器提供意思表示シールを配布する等の協力を依頼
- (3) 移植医療に関する理解を深めるために、教育用普及啓発パンフレットを作成し、全国の中学校等に送付

○ 平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）から平成22年6月30日までに配布した臓器提供意思表示カードは約1億2,630万枚、臓器提供意思表示シールは約4,245万枚となっている。

また、平成22年7月から、臓器移植法の改正を踏まえ様式を見直した臓器提供意思表示カード及び臓器提供意思表示シールを配布しており、同年9月30日までの配布数は、臓器提供意思表示カードが約343万枚、臓器提供意思表示シールが約493万枚となっている。加えて、医療保険の被保険者証及び運転免許証について様式改正を行い、順次、臓器提供に関する意思表示欄を設けている。

## 第2 移植結果

- 平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）以降実施された心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓及び小腸の移植に関する生存率（移植術を受けた患者のうち、ある期間の後に生存している者の割合）及び生着率（移植術を受けた患者のうち、移植された臓器がある期間の後に免疫反応による拒絶反応や機能不全に陥ることなく体内で機能している者の割合）は、以下のとおりである。

	生存率					生着率				
	1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年
心臓	98.5%	98.5%	98.5%	98.5%	95.1%	98.5%	98.5%	98.5%	98.5%	95.1%
肺	79.6%	77.9%	75.1%	75.1%	70.7%	79.6%	77.9%	75.1%	75.1%	70.7%
肝臓	81.8%	81.8%	81.8%	79.0%	79.0%	81.8%	81.8%	81.8%	79.0%	79.0%
腎臓	95.8%	94.3%	92.7%	91.4%	90.6%	86.5%	82.8%	79.7%	76.3%	73.0%
膵臓	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	88.4%	86.6%	84.2%	80.7%	80.7%
小腸	75.0%	75.0%	75.0%	-	-	75.0%	75.0%	75.0%	-	-

（注1）心臓、肺、肝臓、膵臓及び小腸の移植は、平成22年3月末日までに実施されたもの。腎臓の移植は平成21年12月末日までに実施されたもの。

（注2）心臓及び肺の生存率及び生着率の数値には、それぞれ心肺同時移植術を受けた患者の数値が反映されている。膵臓及び腎臓の生存率及び生着率の数値には、それぞれ膵腎同時移植術を受けた患者の数値が反映されている。

## **第3 その他**

### **1. 改正法の施行**

- 平成21年7月に改正法が成立し、平成22年7月17日から全面施行された。厚生労働省においては、関係府省とも連携しつつ、改正法の施行に必要な省令及びガイドライン等の改正を行うとともに、新たな制度に関する周知啓発を実施するなど、改正法の円滑な施行に取り組んでいるところである。
- 平成22年8月10日に、本人の書面による意思表示がなく、家族の書面による承諾に基づく脳死判定及び臓器摘出が初めて行われた。

### **2. 厚生労働大臣感謝状の贈呈**

- 臓器を提供した者に対しては、その崇高な心をたたえ、感謝の意を表するため、厚生労働大臣感謝状を贈呈している。

### **3. 脳死下での臓器提供事例に係る検証**

- 5例目以降の脳死下での臓器提供事例については、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」（厚生労働大臣が参集を求めて開催する行政運営上の会合。座長は藤原研司横浜労災病院名誉院長）において検証を行っており、平成22年9月30日現在の同会議における検証実施数は、合計53例となっている。